

下記の業務について、企画提案に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和4年12月20日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

建物屋上への太陽光発電設備及び蓄電池の共同購入支援事業

(2) 業務内容

静岡県太陽光発電設備等共同購入支援事業仕様書のとおり

(3) 業務期間

協定締結日から令和6年3月31日まで

2 参加表明書及び企画提案書を提出するために必要な要件

次の掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書（企画提案書）の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (5) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (6) 住宅用太陽光発電設備等について精通していること。
- (7) 本事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。
- (8) 共同事業体で応募する場合においては代表する法人を定めること。

3 選定基準等

提出された企画提案書の内容と説明に基づき、総合的に審査して決定する。

4 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館9階

静岡県経済産業部産業革新局エネルギー政策課

電話：054-221-2949 FAX：054-221-2698 E-mail：energy@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要項の配布

ア 配布期間

令和4年12月20日（火）から令和5年1月6日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（静岡県エネルギー政策課ホームページ上では、令和4年12月20日（火）午前9時から令和5年1月6日（金）午後5時まで）

イ 配布場所

上記(1)及び静岡県エネルギー政策課ホームページ

(<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-150/energy.html>)

(3) 提出書類等

ア 提出書類 参加表明書、企画提案書

イ 提出期限 令和5年1月6日（金）午後5時まで 持参、郵送、電子メールのいずれか

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

(4) 審査

ア 企画提案者が6者以上の場合、提出された企画提案書に基づく事前審査により、審査会に参加する者を選定し、結果を通知する。

イ 審査会

令和5年1月17日（火） WEB形式による（ともに予定）

5 その他

(1) 詳細は企画提案募集要項による。

(2) 手続等において使用する言語は、日本語に限る。

(3) 照会窓口は、静岡県経済産業部産業革新局エネルギー政策課（電話番号054-221-2949）とする。